

令和2年 第9回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和2年9月25日(金)

令和2年 第9回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和2年9月25日(金)	開催場所	上里町コミュニティセンター多目的室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪		
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 坂本 茂 委員 議席番号4番 藤島 廣二 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第31号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。 農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 本庄市大字〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏 外2名です。土地の所在は大字〇〇△△△の△外 3筆 併せて2, 490㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は障がい者グループホーム・生活介護施設です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。障がい者福祉施設の需要が見込まれるため、グループホーム等を建設するために申請するものです。 2番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 394㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。借人は現在借家暮らしをしており、子供の成長に伴い、手狭になり自己用住宅を建設するため、申請するものです。</p>

		<p>3番ですが、譲受人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏、譲渡人 川口市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 330㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区外の第3種農地です。申請地は住宅に囲まれており、接続しています。譲受人は現在住んでいる敷地が狭く、子供の成長に伴い、自動車の台数も増え、駐車場の確保が困難となり、自己用住宅を建設するため、申請するものです。</p> <p>4番ですが、賃人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏、賃人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 300㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用借権設定、転用目的は自己用住宅、賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。借人は現在貸人である両親と同居しており手狭となってきたため、自己用住宅を建設するため、申請するものです。</p> <p>5番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外3筆 9, 485㎡、地目は田・畑です。権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区域です。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>松村 稔 委員 1番について 17号に隣接していて長い間使われなかった農地と思われますので、問題ありません。</p> <p>安原 和夫委員 2番について 隣に民家がありまして、問題ございません。</p> <p>相川 和明委員 3番について 特別問題ありません</p>
--	--	---

	小林加代子委員	4 番について
		現場を見たところ異常ありません。
	蓮 博政 委員	5 番について
		問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	細井 登 委員	5 番について、官公庁の指導遵守とありますが、どういう事をするのか、どなたがチェックするのか教えて下さい。
	事 務 局	農業委員会、あるいは、道路とかもありますので、まち整備課、北部環境管理事務所で指導をしていきたいと考えております。
	細井 登 委員	我々は見なくてよいということなんですか。
	事 務 局	変化があったと感じたときは、連絡をください。
	細井 登 委員	砂利採取については、ずいぶん深く掘ると多くの方が感じているかと思うんですね。現実的にどこまでチェックしているか今まで疑問に思っているところなんですけれども。
	事 務 局	砂利採取は県の基準がより、掘る深さ、隣接地との距離等が定められております。深さにつきましては15メートル、隣接地との保安距離につきましては、例えば宅地ですとか道路によってもものによって異なりますが5メートルですとか7メートルというように定められております。そして、県の北部環境管理事務所の職員が砂利採取上につきましては定期的に立ち入り検査をしていると報告を受けております。

細井 登 委員	例えば定期的というのはどのくらいの頻度ですか
事 務 局	年間4回、業者と一緒に立ち入り検査を行っております。その他、数回、北部環境事務所だけで抜き打ちで検査をしていると伺っております。
細井 登 委員	砂利をとった後に何か受けていますよね。埋め戻しの土については何か検査をしているのか
事 務 局	埋め戻し土につきましてはですね、粗目の土という事で検査をして「山ずり」をいれております。
細井 登 委員	〇〇地方の土を入れたり、産業廃棄物の土を入れたりという事はないのですか
事 務 局	はい、埋め戻しの時にも北部環境事務所の職員が立ち会いますので、そういう事はないと思われます。
細井 登 委員	4年前に〇〇〇の道路際が崩れた。近くまで掘りすぎたせいだと思いますが、そういう場合は業務停止にはならないのですか。業務停止などやっているかどうか。
議 長	その時は、町から注意をいれました。道路が崩れたというわけではないので嚴重注意しました。
事 務 局	本来、業務停止はありますが、あの時は、業務停止まではいかなかったのですが、現状措置命令という事で行政処分はしておりますが、また、同じようなことがありましたら、業務停止など考えていかなければならないと思います。
議 長	今後起きたら連絡をいただければ注意していきたいと思います。
議 長	他に質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。 ～挙手全員～

日程第3 議案第32号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>【議案説明】</p> <p>上里町では、平成27年度より農地中間管理事業を実施しております。農地中間管理事業とは、埼玉県農林公社を通じて農地の貸し借りをを行う制度ですが、この制度を利用するとメリットがございます。地権者のメリットとして、耕作者が何らかの理由で耕作ができなくなってしまった場合、農林公社が代わりに農家さんを探してくれます。また、耕作者のメリットとして、小作料を農林公社が一元管理してくれるため、支払い事務の負担が軽減されます。</p> <p>令和2年度の農地中間管理事業では、議案の4ページから7ページに記載の農地について農林公社を通じての貸し借りをしたい旨の要望がございました。本議案は、農林公社へ農地を貸し付ける旨のものでございます。農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の承認が必要でございますので、審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	議 長	他に質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。
日程第4 議案第33号 農地中間管理事業に係る農	議 長	日程第4 議案第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、事務局による説明を求めます。

<p>用地利用配分計画（案）について</p>	<p>事務局</p>	<p>【議案説明】</p> <p>先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案はその農地を農林公社が耕作者へ貸し付ける旨の議案となっております。9ページの1番から28ページの254番まで記載されている農地は、先ほどの議案に記載されていた農地及び過去に貸し付けており、耕作者が変更になった筆になります。28ページの途中にある1番から32ページの61番まで記載されているひびきの農産ですが、こちらは、裏作で麦を作付する予定となっている筆でございます。農林公社から耕作者への貸し付けについても農業委員会の承認が必要となっておりますので、審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>[閉 会]</p>	<p>議長 議長 議長 議長 会長代理</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p> <p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和2年9月25日

議 長

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印